

# 公債管理ダイジェスト 2007

H19.2 鹿児島県総務部財政課

## 公債管理の基本方針

「県政刷新大綱－持続可能な行財政構造の確立に向けて－」（H17.3 策定、一部抜粋）

- (1) 今後、新規に発行する県債を抑制することにより、県債残高とともに、公債費が増加しないよう管理する方向で取り組む。
- (2) 今後とも、長期にわたって安定的な資金調達を図る。

### 1. 県債残高等の抑制への取り組み

#### (1) 県債発行の抑制等

▼ 県債を主な財源とする普通建設事業費全体の水準の見直し

（対前年度当初予算比 ⑰ △ 9.8%，⑱ △ 8.7%，⑲ △ 9.8%）

▼ その他の県債についても、県債残高が増えないように発行額を抑制

〈県債発行額及び県債残高の推移〉

（単位：億円）

年 度	H 1 7 （決算）	H 1 8 （3月補正後）	H 1 9 （当初）
元金償還額 (A)	1,129	1,115	1,141
新規の県債発行額 (B)	1,122	1,106	1,095
県債残高への影響額 (B-A)	△ 7	△ 9	△ 46
年度末県債残高	16,172	16,163	16,117

※ H18, 19 県債残高は、県債繰越を H17 と同額(123 億円)と仮定した場合の見込額

- (2) ⑳ 高利(6%以上)の公的資金の繰上償還（民間借換, ⑲対象額 69 億円）

### 2. 安定的な資金の調達等

#### (1) 資金調達手段の多様化

全国型市場公募地方債（共同）の拡充

（単位：億円）

年度	全国型（機関投資家向け）			住民参加型 （観光かごしまパワーアップ債）	合 計
	個 別	共 同	計		
H17	400	—	400	—	400
H18	400	150	550	20	570
H19	200	350	550	20	570

#### (2) IR活動の実施

▼ 市場公募地方債発行団体合同 IR 説明会への参加

▼ 機関投資家への個別訪問の実施

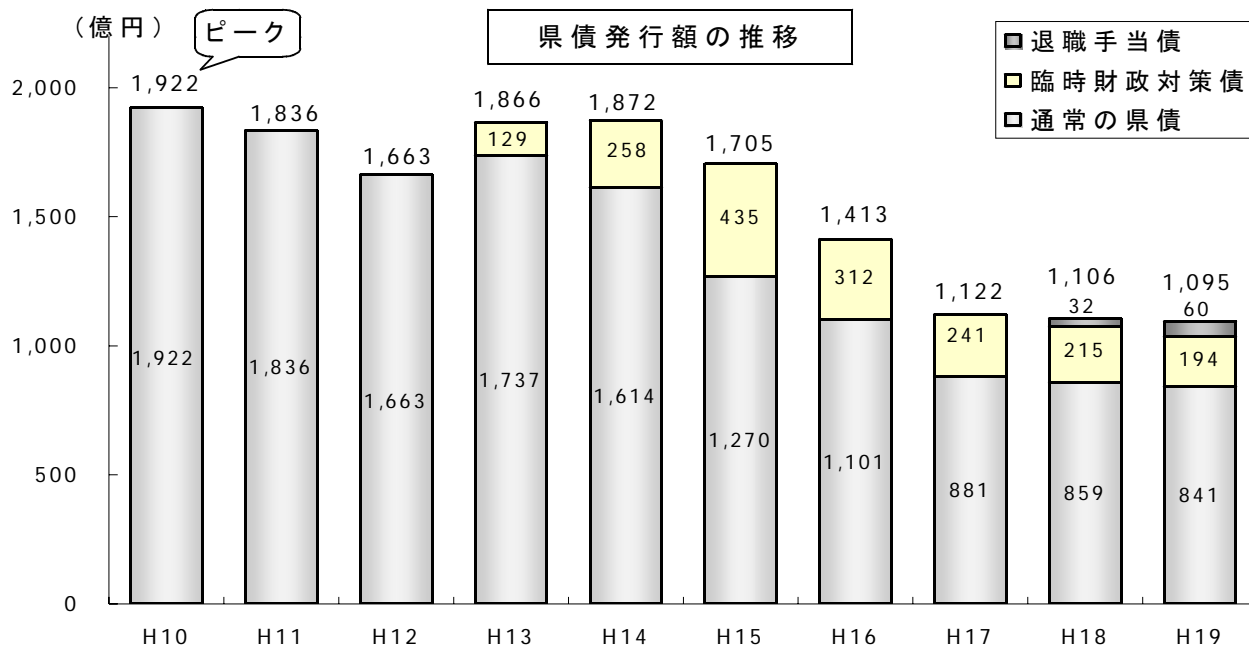
▼ ホームページ等を活用した大綱に基づく取組や財政状況等の公表

- (3) 市場公募地方債の元金満期一括償還に備えた基金積立て（⑲ 33.8 億円）

# 1. 県債残高等の抑制への取り組み

## (1) 県債（新規発行分）の推移

### 普通建設事業費の削減等により、新規の県債発行額を抑制



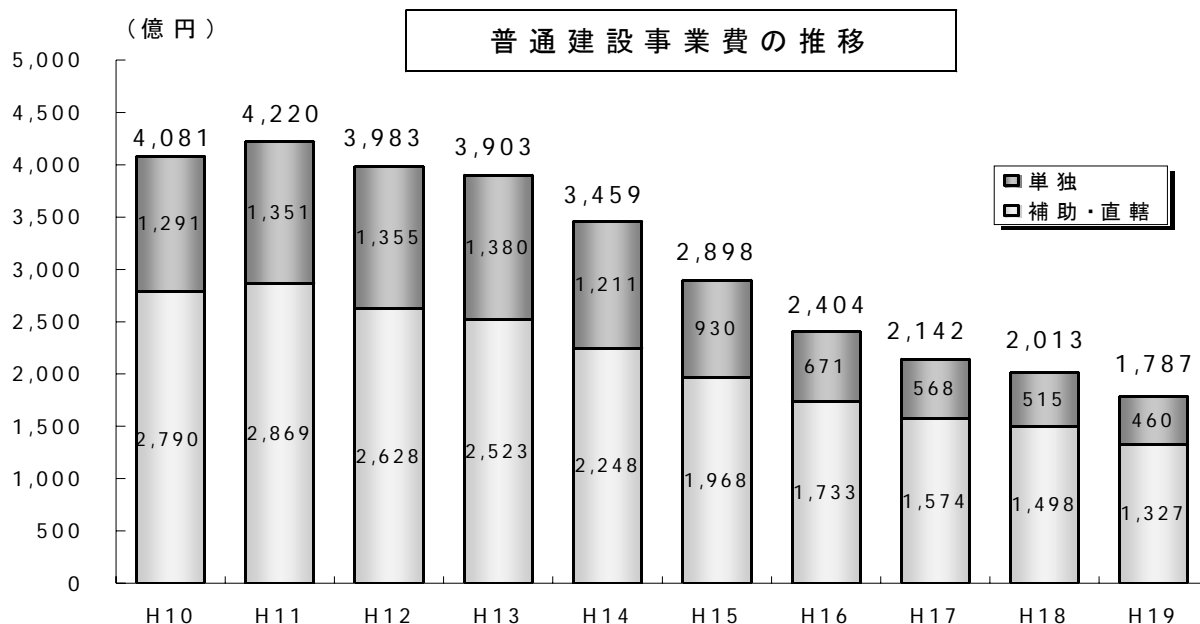
※ H17までは決算額（借換債相当分を除く）、H18は3月補正後予算、H19は当初予算ベース（一般会計）

※ 県債発行額は、事業繰越との関係で、予算額と決算額とは異なってくる。（繰越事業に充当する県債は翌年度以降に発行するため（H17は123億円の県債繰越が発生））

※ 「事業繰越」－会計年度独立原則の例外として、当該年度の歳出予算（事業）の一部を翌年度以降において執行すること

※ 「臨時財政対策債」－地方交付税の振替として発行する地方債

※ 「退職手当債」－退職手当の財源に充てるための地方債（H18～27は、団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処）

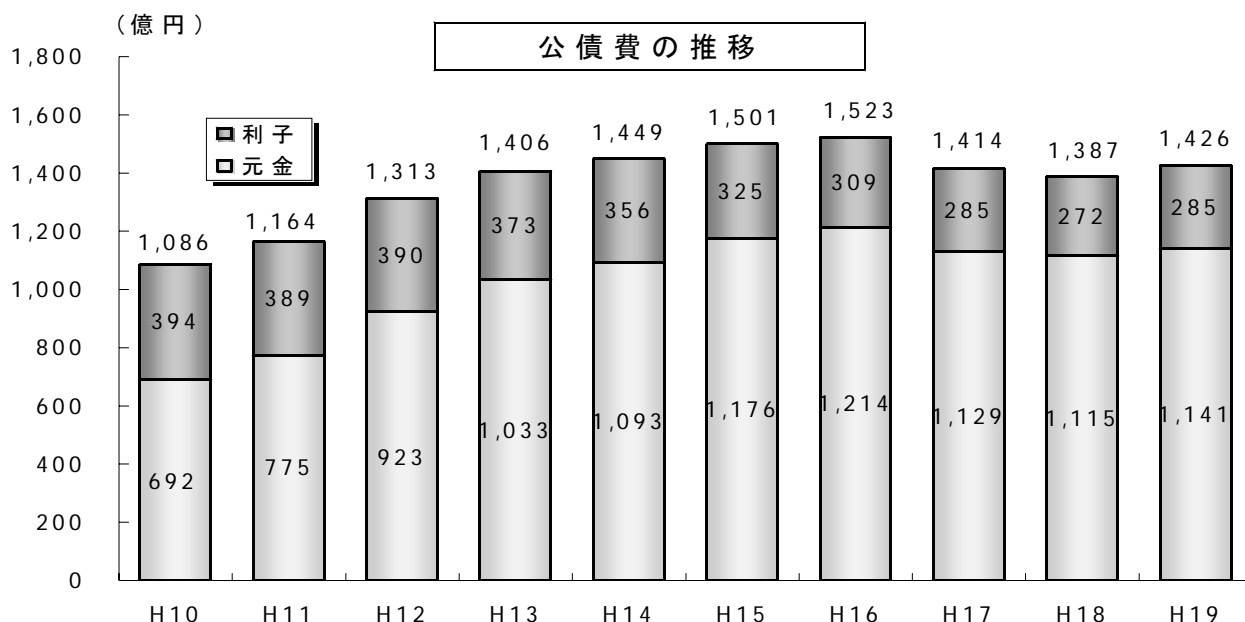


※ H17までは決算額、H18は3月補正後予算、H19は当初予算ベース（一般会計）

## (2) 公債費の推移

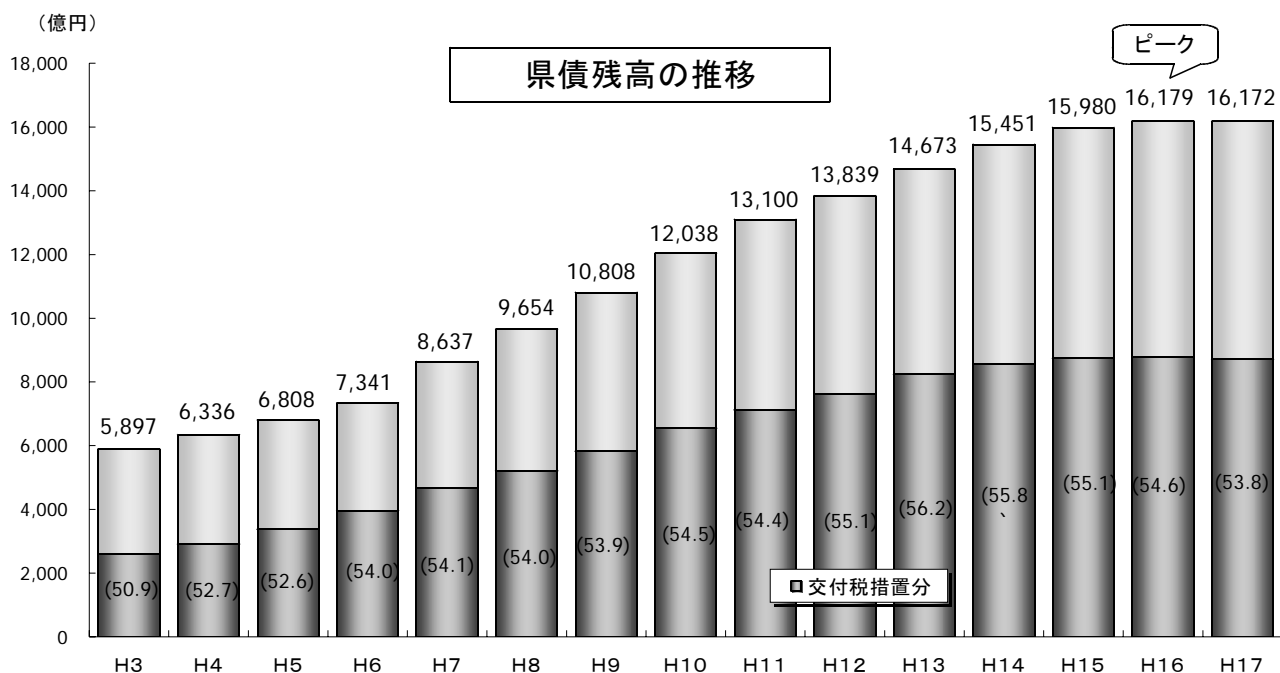
### 新規の県債発行抑制 → 将来の公債費負担を抑制

ただし、公債費は、当面、現水準で推移



※ H17までは決算額（借換債相当分を除く）、H18は3月補正後予算、H19は当初予算ベース（一般会計）

※ 「公債費」－地方公共団体が借り入れた地方債の毎年度の元利償還（返済）金、一時借入金利子及び満期一括償還方式の県債に係る償還財源積立金の合計



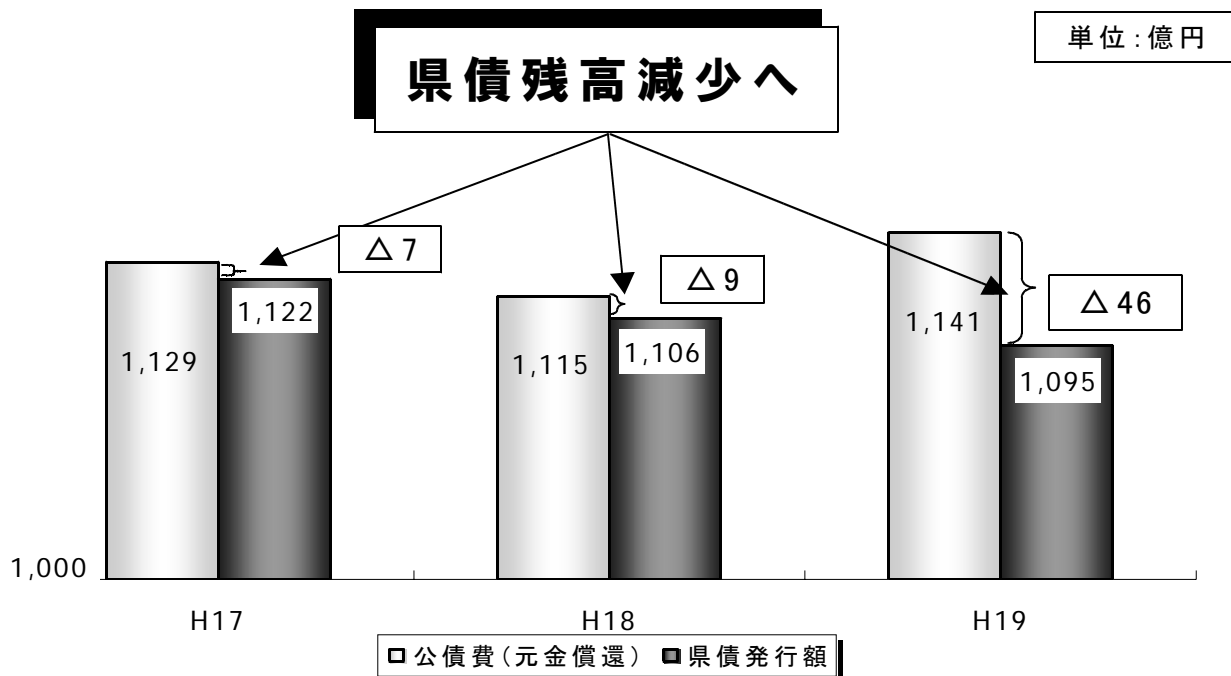
※ 一般会計に係る県債残高の推移（決算ベース）

※ ( ) は、NTT債除きの県債残高に対する交付税措置率(%)

※ 「NTT債」－国が地方公共団体や公共的施設を整備する民間事業者等に無利子貸付を行ったもので、その元金償還金は、全額が国のNTT株の売却収入により措置される。

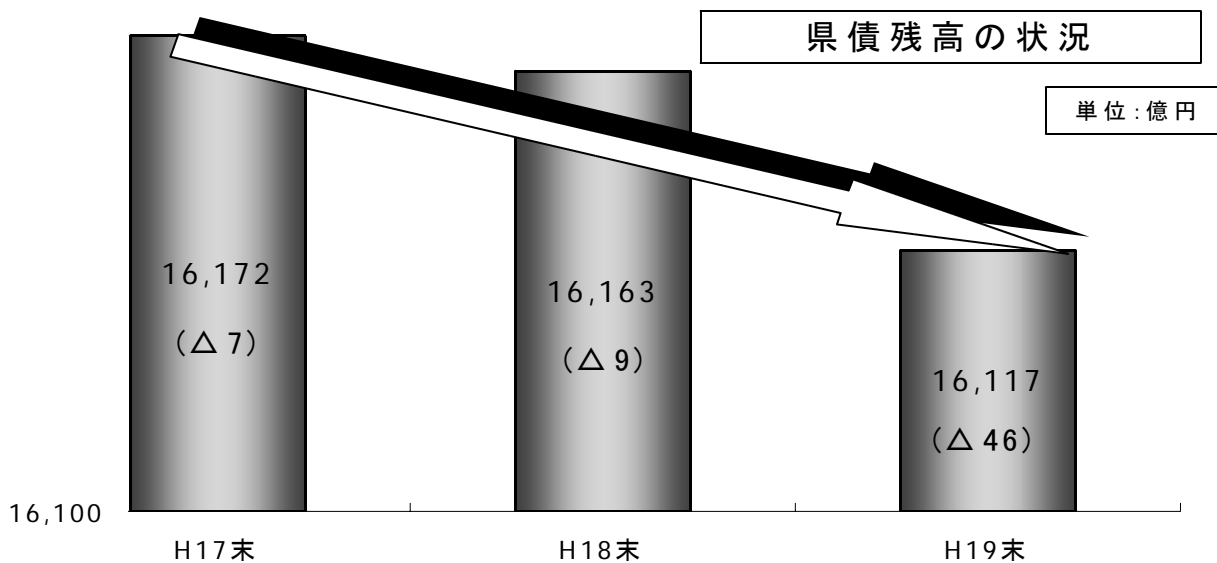
(3) 県債残高の状況

平成19年度末の県債残高は、予算ベースで46億円減少見込  
(3年連続減少)



※ H17は決算額, H18は3月補正後予算, H19は当初予算ベース(一般会計)

県債発行 - 元金償還 < 0 の場合, 県債残高は減少



※ H17は決算, H18は3月補正後予算, H19は当初予算ベース(一般会計)

※ H18, H19の県債残高は, 事業繰越に伴い翌年度に発行する県債繰越をH17と同額(123億円)と仮定した場合の見込額。

※ ( )は, 対前年度増減額

#### (4) 公的資金の繰上償還（借換）

### 今後の利払いコストを抑制するため、高利の公的資金を 低利の民間資金に借り換え

※ 従来、公的資金の繰上償還については、将来の利息に見合う金額を補償金として支払うことが条件とされていたが、一定の条件のもとに補償金なしの繰上償還が認められた。

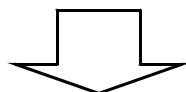
#### ▼ 繰上償還（補償金なし）の条件

- ・ 対象期間は、財政融資資金：H19～21、簡保資金：H20～21
- ・ 実質公債費比率による制限

区 分	対 象 資 金
実質公債費比率が18%以上の団体	金利5%以上
〃 15%以上18%未満の団体	〃 6%以上
〃 15%未満で財政が著しく硬直化している団体	〃 7%以上

(注) 本県の実質公債費比率＝15.9%

- ・ 行政改革・経費節減に関する計画策定と国による承認



**本県の場合、金利6%以上の公的資金(財政融資資金、簡保資金)が繰上償還の対象(1969億円、2025億円)**

**< 仮に、対象額(全額)を金利2.5%の民間資金に借り換えると  
利払いコストがトータルで約8億円の節減となる。>**

〈公的資金の繰上償還対象額等〉

(単位：百万円)

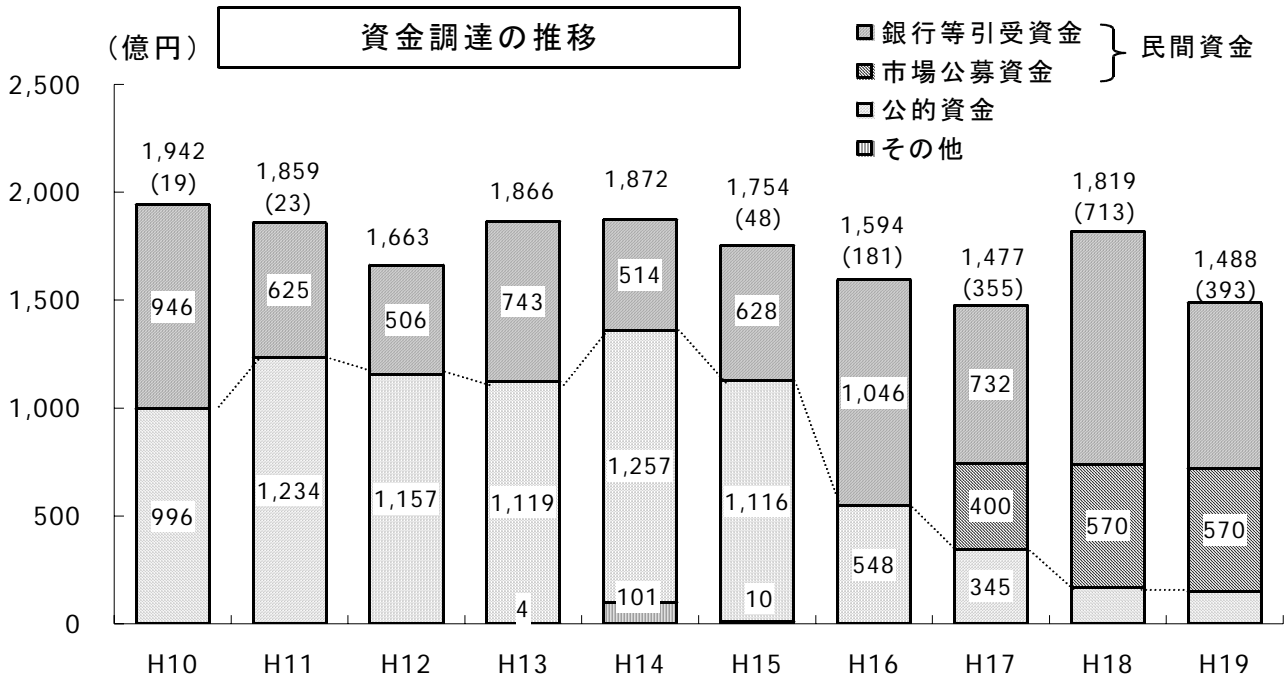
繰上償還年度		H19	H20
資 金 区 分		財政融資資金	簡保資金
年度末	金利7%以上	921	35
	金利6%以上	5,992	2,496
残高	計(対象額)	6,913	2,531
今後の支払利息 (A)		697	513
金利2.5%で借り換えた 場合の支払利息 (B)		256	183
節 減 額 (B-A)		△ 441	△ 330

**=計 約8億円**

## 2. 安定的な資金の調達等

### (1) 県債資金調達の現状

#### 公的資金の減，借換債の増に伴い，民間資金を中心に調達

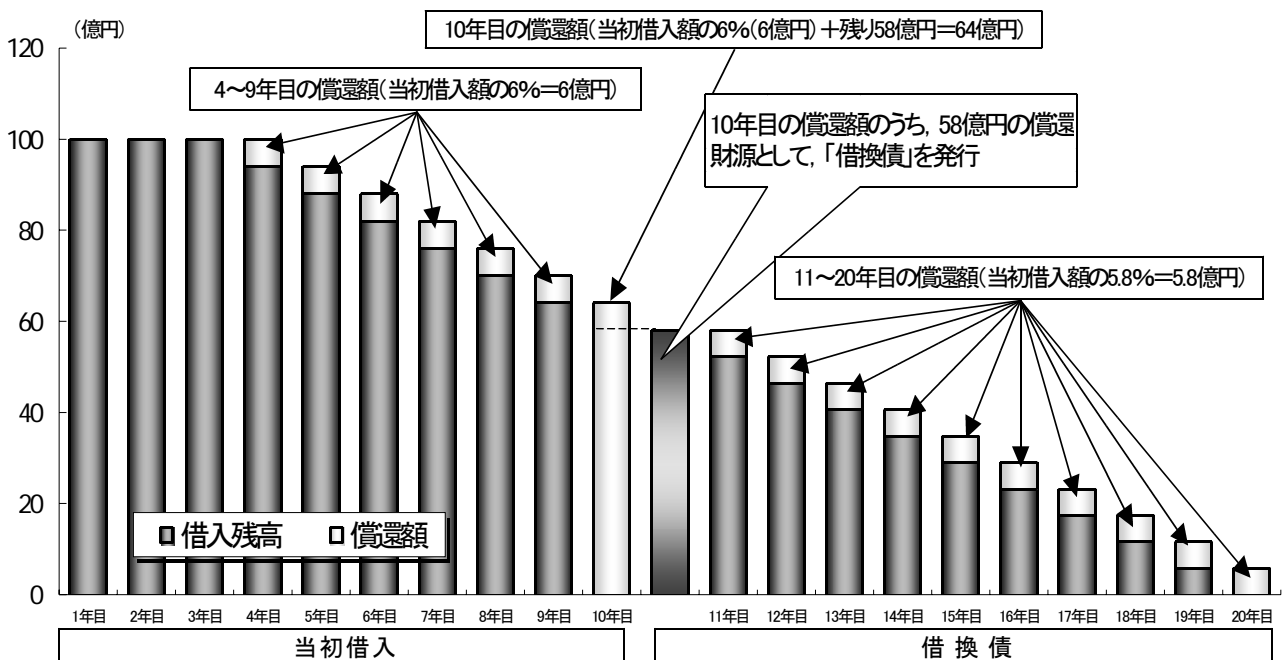


※ H17 までは決算額，H18，H19 は現時点の見込み額（H16 までは一般会計，H17 からは公債管理特別会計分を含む）

※ ( ) は借換債発行額で内数

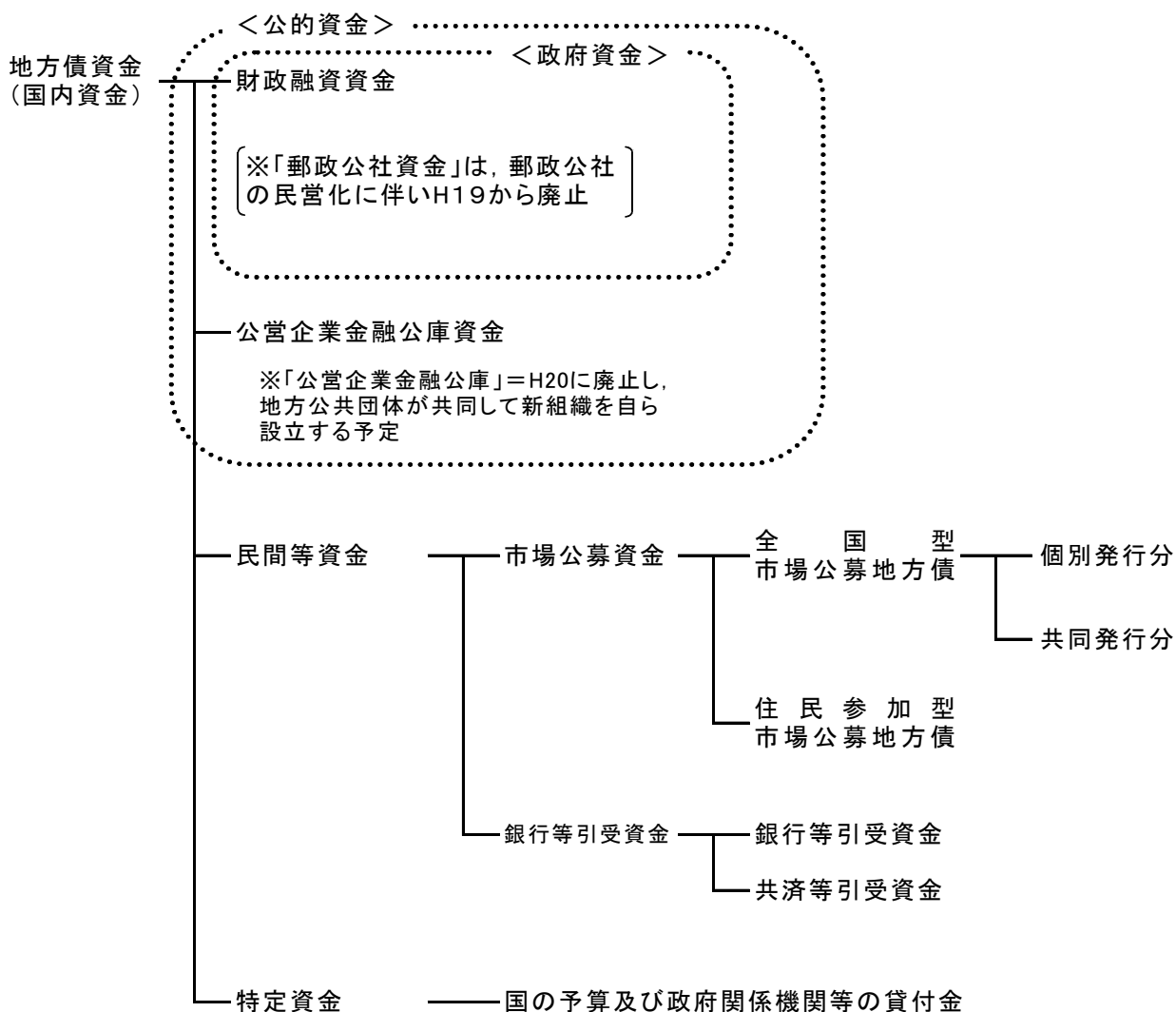
※ 「借換債」－銀行等引受債は，主に 20 年償還を前提としているが，通常の金融機関からの借入期間は 10 年であることから，10 年目の償還額の一部を借り換える（借換債を発行）ことにより，通算で 20 年償還としている。

#### <借入額100億円の場合の償還状況等>



## (2) 資金調達手段の多様化

**各資金の特色を踏まえたバランスのよい資金調達を実施**  
 ↓  
**長期的・安定的な資金である市場公募地方債を積極的に活用**



### ○ 市場公募地方債の発行額

(単位：億円)

年度	全国型（機関投資家向け）			住民参加型	合計
	個別		共同	※観光かごしまパワーアップ債	
	10年債	5年債(予定)	10年債	5年債	
H17	400	—	—	—	400
H18	200	200	150	20	570
H19	—	200	350	20	570

※ H19 観光かごしまパワーアップ債は11月発行予定

# 各資金の特色

区 分		発行方式	発行年限	償還方法	利率の設定	対 象 事 業
公的資金	政府資金	証書	5～30年 超長期（20年～）が中心	元利均等	選択 ①固定金利方式 ②利率見直し方式	一般公共，公営住宅，災害復旧，義務教育施設，社会福祉施設，その他
	公営企業 金融公庫 資金 (H20 に廃止，新組織に移行予定)	証書	5～28年 超長期（20年～）が中心	元利均等	選択 ①固定金利方式 ②利率見直し方式	公営住宅，臨時地方道整備，臨時河川等整備，臨時高等学校，公営企業
民間等資金	市場公募資金	全国型市場 公募地方債	証券 10年及び5年 （一部で超長期 20年又は 30年）	満期一括	固定金利方式	地方公共団体の任意 （償還期間によっては借換が必要となる場合がある。）
		住民参加型 市場公募地方債	証券 5年等の中期 が中心	満期一括	固定金利方式	
	銀行等引受 資金	証券 証書	10年が中心	元金均等 満期一括 等	地方公共団体の任意	

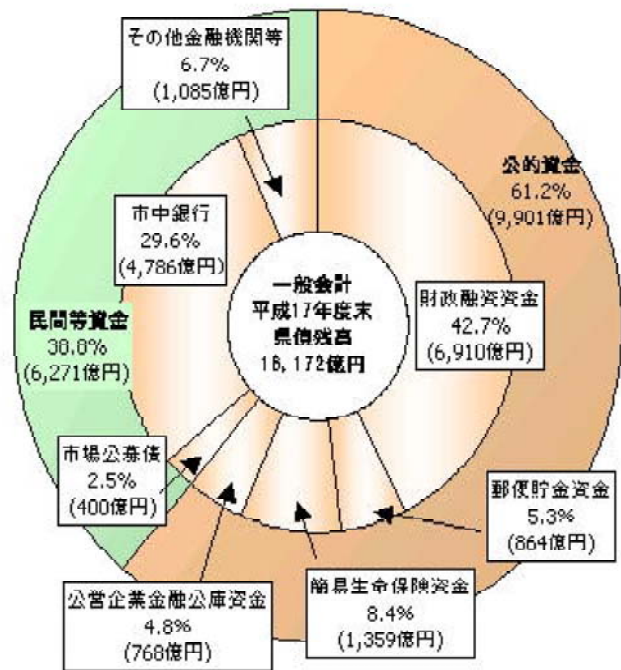
※ 地方債のあらまし（地方債制度研究会編）を基に加筆修正



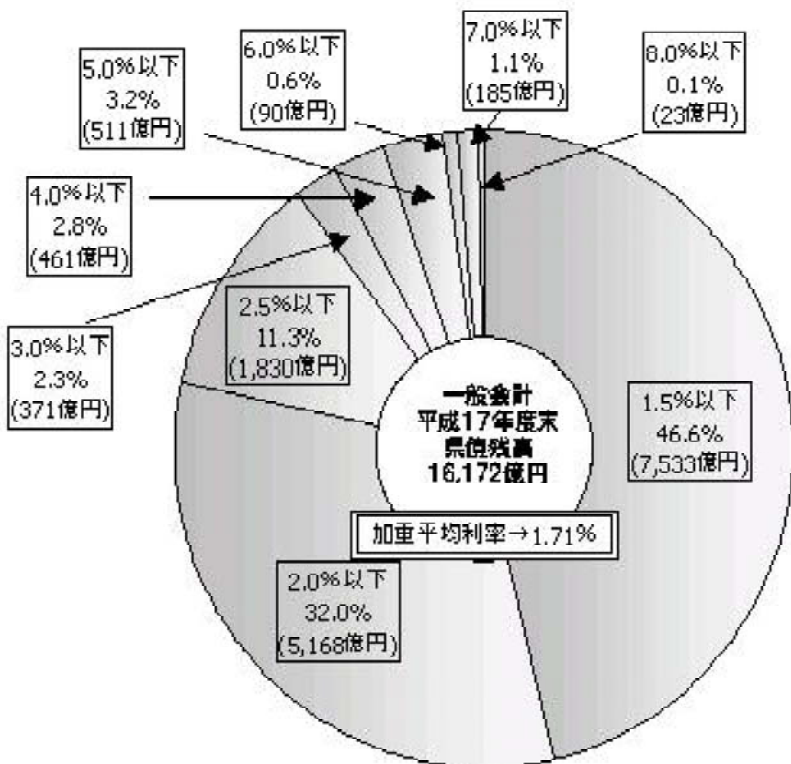
(3) 県債残高の状況（借入先別，利率別）

**低金利の影響等により，加重平均利率は低下（⑩1.82%→⑪1.71%）**

借入先別県債残高の状況



利率別県債残高の状況



(4) 金利の高い県債の状況

**財政融資資金, 簡保資金は 19, 20年度に繰上償還予定  
その他の資金についても, 今後, 順次償還**

※ 借入利率 6% 以上の県債(一般会計)

(単位:百万円)

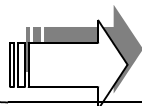
借入利率	資金区分	借入額	借入年度	最終償還年度	H18末 残高見込	繰上償還 (予定)
7.3%	財政融資資金	128	S57	H19	11	
	簡保資金	1,182	S57	H19	103	
	共済等引受資金	100	S56	H19	2	
		100	S57	H20	7	
7.2%	財政融資資金	3,900	H2	H22	1,223	⑱
7.1%	財政融資資金	103	S59	H21	25	⑱
	簡保資金	1,198	S58	H20	198	
		411	S59	H21	99	㉓
	共済等引受資金	125	S58	H21	14	
6.9%	財政融資資金	1,111	H2	H22	343	⑱
6.85%	公庫資金	1,573	H1	H21	315	
6.8%	簡保資金	678	S60	H22	184	㉓
	公庫資金	3,969	H1	H21	794	
6.75%	公庫資金	1,650	H2	H22	440	
6.7%	財政融資資金	13,369	H1	H21	3,559	⑱
	簡保資金	1,079	H1	H21	373	㉓
		2,264	H1	H26	1,213	㉓
	公庫資金	4,590	H2	H22	1,224	
6.6%	財政融資資金	9,725	H2	H22	3,328	⑱
	簡保資金	2,384	H2	H22	1,211	㉓
	共済等引受資金	25	S59	H22	4	
6.4%	共済等引受資金	307	H2	H28	132	
6.3%	簡保資金	252	H3	H28	151	㉓
6.2%	財政融資資金	3,948	H1	H21	1,023	⑱
	共済等引受資金	63	S60	H22	13	
		209	H1	H27	81	
6.05%	財政融資資金	47	S60	H22	14	⑱
	簡保資金	953	S60	H22	277	㉓
		987	H1	H22	286	㉓

## (5) 県債（地方債）の償還確実性（安全性）

**地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、BIS規制(※)におけるリスクウェイト0%**

### 1 地方債の元利償還に要する財源の確保

- 自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
- 地方財政計画の歳出に公債費(地方債の元利償還金)を計上
- 公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
- 地方交付税の算定において、標準的な財政需要額(基準財政需要額)に地方債の元利償還金の一部を算入



地方債の元利償還に必要な財源を国が保障

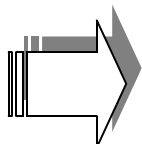
### 2 地方債の借入れ時の措置＝早期是正措置としての起債許可制度

[起債許可を要する団体]

- 実質公債費比率が高い地方公共団体
- 実質赤字額が一定以上である地方公共団体

実質公債費比率が18%以上は許可を要する  
(本県は、15.9%(H17))

都道府県の場合、実質赤字額が標準財政規模の2.5%以上(本県の場合、100億円程度)

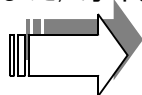


個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、早期是正措置として、財政状況の悪化している団体については、起債許可を要することとした上で、財政状況に応じて地方債の発行を事前に制限

### 3 実質赤字が一定水準以上となった場合の措置＝財政再建制度 (財政再建をしない場合には起債制限)

- 国の管理による財政再建(財政再建計画について、国への協議及び同意が必要  
また、毎年度の予算は財政再建計画に基づいて調製することが必要)

都道府県の場合、実質赤字額が標準財政規模の5%に達した場合(本県の場合、200億円程度)

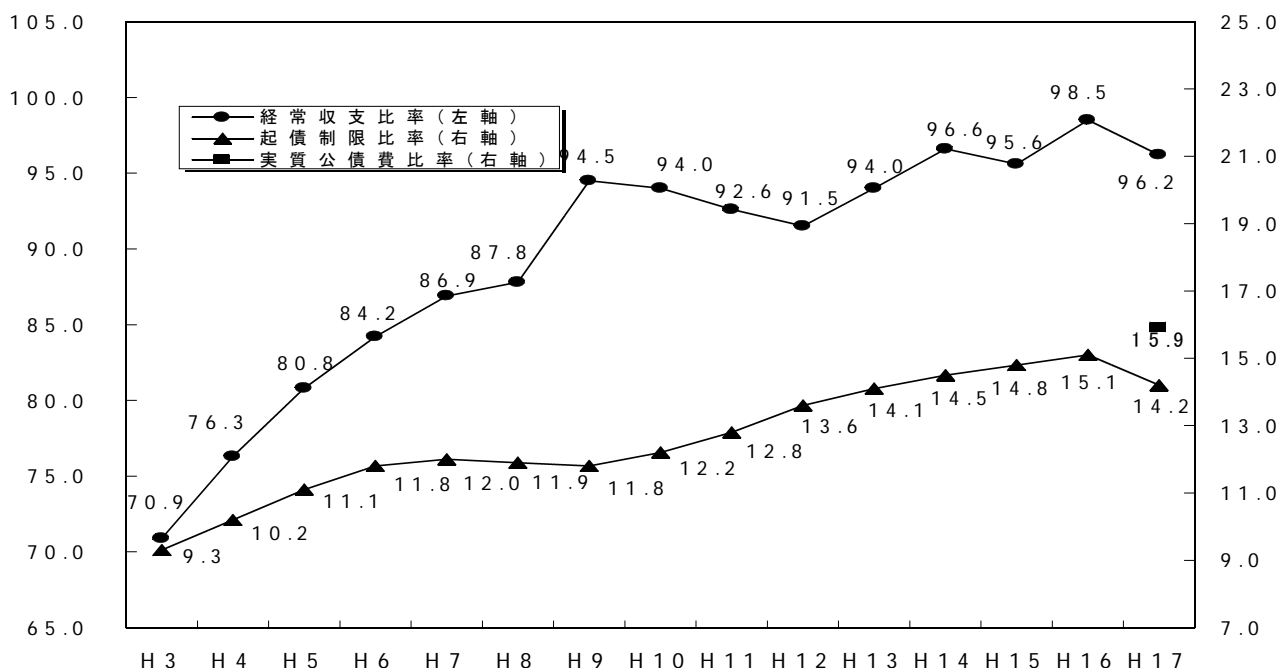


国が予算編成に関与することにより、地方債の元利金を確実に償還

※ BIS規制－国際業務を行う銀行の自己資本比率に関する国際統一基準（BIS：国際決済銀行（Bank for International Settlements））

## (6) 財政指標の推移

### 指標の改善に向けて努力(県政刷新大綱に基づく取組みの実施)



#### ① 経常収支比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合

#### ② 起債制限比率

ア 地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合

イ 過去3カ年の平均値が20%以上になると特定の起債が制限される。

#### ③ 実質公債費比率

ア 平成18年度からの地方債協議制度への移行に伴い、元利償還費の水準を測る指標として、市場の信頼や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から、②の起債制限比率について一定の見直しを実施（H17決算から導入）

- ・ 満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立額の当該比率への反映ルール  
の統一及び積立不足額の当該比率への反映
- ・ PFIや一部事務組合の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則算入
- ・ 公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金の算入

イ 過去3カ年の平均値が18%以上になると協議団体から許可団体に移行

（一定額以上の赤字額を生じた団体（都道府県の場合、標準財政規模の2.5%以上）も同様）

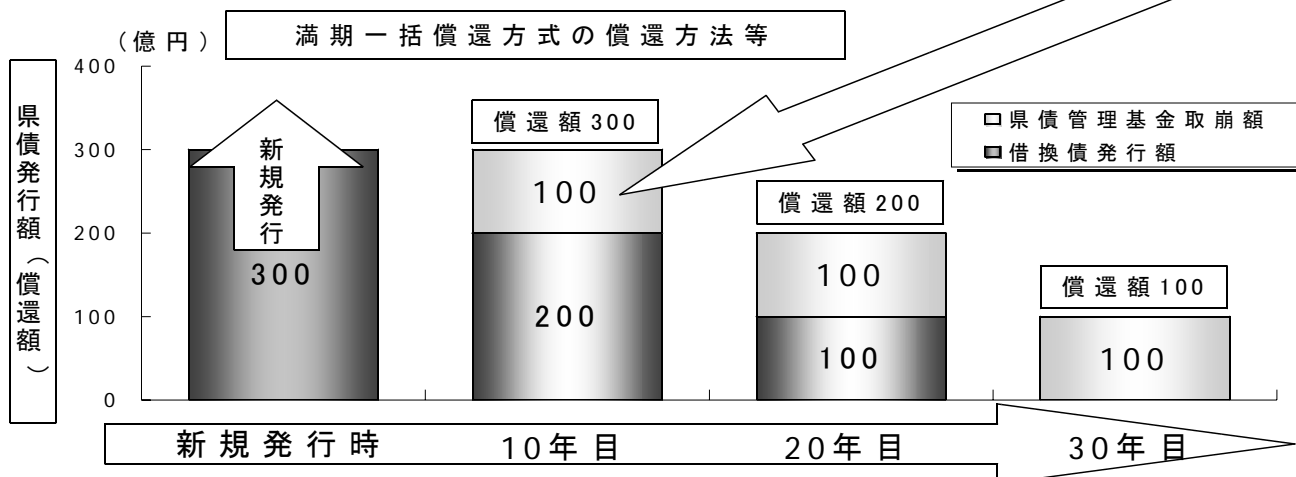
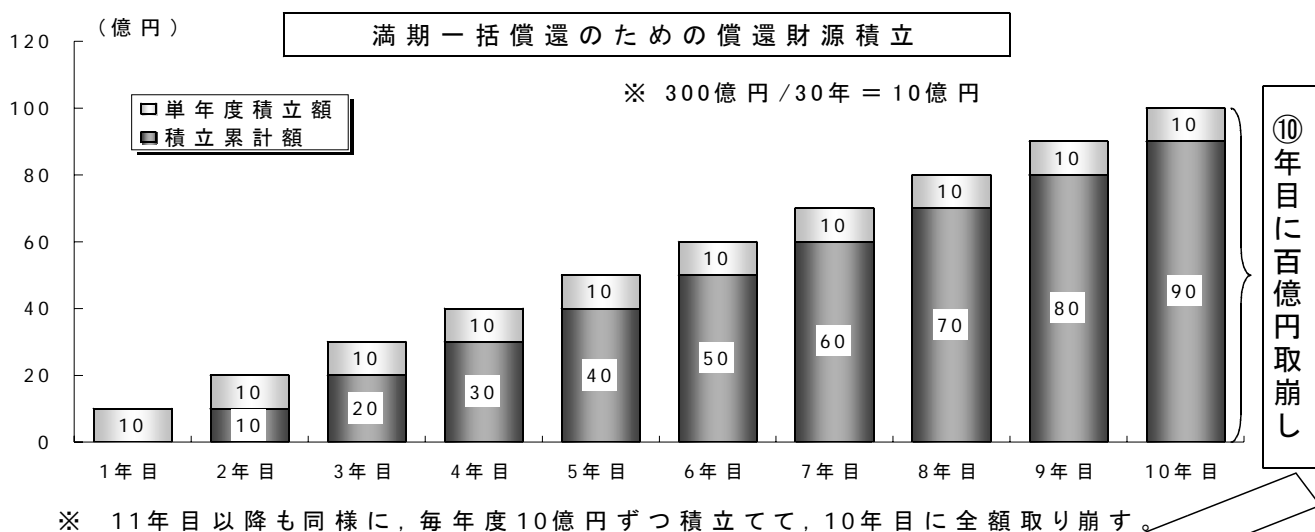
(7) 満期一括償還に備えた基金積立

市場公募地方債(満期一括償還方式)の償還財源として、毎年度、  
ルールどおりに基金積立を実施 (18)13.3億円, (19)33.8億円)



実質公債費比率等の財政指標が高くなるよう管理

< 発行額300億円(許可年限30年)と仮定した場合  
(毎年度10億円ずつ積立, 2回借換) >



○ 市場公募地方債の満期一括償還に備えた基金積立

(単位: 億円)

区分	発行額	H 18 積立額	H 19 積立額	合計
H 17 債	400	13.3	13.3	26.6
H 18 債	570	—	20.5	20.5
合計	970	13.3	33.8	47.1